

議案第 7 1 号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定  
める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条中「及び第115条の12第2項第1号」を削り、「、法人」を「、法人又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」に、「第2条第4号イ又はエに掲げる者」を「第2条第4号に規定する暴力団員等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格）

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人であり、かつ、宇治市暴力団排除条例第2条第4号イ又はエに掲げる者でない者とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。